



〔商品概要説明書〕

<相続定期貯金>

(平成31年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・相続定期貯金
2. 募集期間	・2019年3月1日から2020年3月31日まで ※大幅に金利が変動したときは、条件の変更やお取扱いを中止させていただく場合がございます。
3. 販売対象	・相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預入れいただける個人のお客様
4. お申し込み	当JAの窓口(ATMではお取扱いいたしません。)
5. 手続必要書類	ご本人様確認資料・お届け印のほか、下記の書類のいずれかが必要となります。 (当JAで相続手続きをされた方は、下記の確認書類は不要です。) 1. 遺産分割協議書の写し 2. 金融機関に提出した依頼書等の写し 3. 相続関係が証明されている戸籍謄本の写し 4. 遺言書(公正証書遺言または自書署名遺言で検認済のもの)の写し ※上記確認書類の他に、被相続人名義の解約済通帳または計算書の写しが必要となります。 ※不動産や株式等の換金代金を原資とする場合は、相続遺産の換金代金であることが確認できる書類をお持ちください。 ※死亡共済金(保険金)を原資とする場合は、死亡共済金(保険金)であることが確認できる書類をお持ちください。(当JAからの受取共済金の場合は不要です。)
5. 対象商品	・大口定期貯金
6. 預入期間	・1年(自動継続)
7. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1000万円以上、相続資金の範囲内(新規契約) ・1円単位
8. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
9. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。初回満期日以降は、自動継続時の店頭表示の利率を、当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 ・20.315%(国税15.315%, 地方税5%)※の分離課税 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭に表示しています。
10. 手数料	—
11. 付加できる特約事項	・当該貯金は総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)。 ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いはできません。

